Press Release 国十交诵省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

関東運輸局プレスリリース

令和元年12月13日

令和2年2月1日より東京都多摩地区、神奈川県京浜地区及び 相模・鎌倉地区、埼玉県、千葉県のタクシー運賃が変わります。

~初乗り距離短縮を伴う運賃改定について~

昨年10月以降、関東運輸局管内においてタクシーの運賃改定要請が行われて おりましたが、このうち、東京都多摩地区、神奈川県京浜地区、相模・鎌倉地区、埼玉県A地区・B地区、千葉県A地区・B地区の計7地区について、12 月13日付けで新たな運賃を公示しましたのでお知らせします。

今回の運賃の変更により、初乗り距離を短縮しタクシーを短距離でも利用しやすいものとする一方、タクシー運転者の労働条件の改善を図るため、加算運賃については従来より短い距離・時間で加算され、乗車距離によっては従来の 運賃より高くなります。

1. 新運賃の概要(普通車ト限運賃の場合)

運賃ブロック	運賃改定率	現 行					改正					
		初乗運賃		加算		初乗運賃			加算運賃			
多摩地区	6.02%	2km	740 円	271 m	90 F	円 1	.2km	500	円	257 m	100	円
京浜地区	8.88%	2km	740 円	288 m	90 F	円 1	.2km	500	円	264 m	100	円
相模 鎌倉地区	8.69%	2km	740 円	288 m	90 F	円 1	.2km	500	円	272 m	100	円
埼玉県 A地区	9.06%	2km	740 円	296 m	90 F	円 1.2	23km	500	円	261 m	100	円
埼玉県 B地区	6.06%	2km	740 円	294 m	90 F	円 1.4	47km	620	円	297 m	100	円
千葉県 A地区	9.94%	2km	740 円	284 m	90 F	円 1.2	27km	500	円	263 m	100	円
千葉県 B地区	9.68%	2km	740 円	286 m	90 F	円 1.2	27km	500	円	272 m	100	円

各地域の運賃表は、以下のURLで参照できます。

http://www.tb.mlit.go.jp/kanto/jidou_koutu/tabi2/taxi_jigyoukaisi/date/jidouninka_1213.pdf

2. 所要増収率の算定根拠 別添のとおり

3. 実施時期: 令和2年2月1日(十)

関東運輸局自動車交通部 旅客第二課 連絡先

電話: 045-211-7246 (直通) • FAX: 045-201-8802

(配布先) 都庁記者クラブ、

横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、 埼玉県政記者クラブ、千葉県政記者クラブ、 関東運輸局記者会(ハイタク等専門紙)